

要保存

令和 8 年 9 月 9 日

保護者の皆様

川崎市立東大島小学校
校長 田中 愛紀乃

インフルエンザ療養報告書の提出について

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛など全身の症状が突然現れる、感染力が強い病気です。学校においては、学校保健法施行規則第 19 条で出席停止期間が決められております。

川崎市学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしておりましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、令和 4 年 12 月より当面の間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととしています。

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。その際、保護者の方が下記の「インフルエンザ療養報告」に記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発熱した後（発熱の翌日を 1 日目とする）5 日経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで出席停止とする。」

発熱	1 日目	2 日目	3 日目 解熱	4 日目	5 日目	6 日目 登校可能
----	------	------	------------	------	------	--------------

※解熱が 4 日目以降の場合には出席停止期間が延長します。

保護者の方が記入

川崎市立東大島小学校長様

インフルエンザ療養報告書

年 組 児童氏名

■発症日（発熱日）	■受診日
令和 年 月 日	令和 年 月 日
■診断名	■受診医療機関
インフルエンザ（ 型）	

上記の通り、発症した後 5 日経過し、かつ解熱後 2 日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日 保護者氏名